

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年4月27日

大分地方法務局宇佐支局 登記官 富 永 美 香

記

| 1 手続 番号 | 2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項 | 3 地目 | 4 地積 (㎡) | 5 抹消する登記事項 | 6 登記すべき事項 |
|------------------------|--------------------------------|---------|----------------|--|---|
| 3231 -2024 -0021 | 東国東郡姫島村 字稲積 6 3 3 1 番 | 雑種地 | 906 | 表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項 | 表題部所有者として 登記すべき者が ない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ) |
| 3231 -2024 -0023 | 東国東郡姫島村 字タルミ 4 5 7 4 番 | 原野 | 74 | 表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項 | 表題部所有者として 登記すべき者が ない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ) |